

様式第9号の3の5（第70条関係）

労働保険番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
一般乗用旅客自動車運送事業		〇〇タクシー株式会社			〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号（電話番号：〇〇-〇〇〇-〇〇〇）				令和6年4月1日 から1年間		
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、 ②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、 ②については320時間まで）		起算日 (年月日)
	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数						
	① 下記②に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	20人		5時間		45時間		360時間	
		季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	7.5時間	5時間		45時間		360時間	
		予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間		45時間		360時間	
		月末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間		20時間		200時間	
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	※1年単位の変形労働時間制により労働する労働者がいない場合は、 記入不要(1箇月単位の変形労働時間制と混同しないこと)									
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため		自動車運転者	20人	毎週2回		法定休日のうち、 2週を通じて1回		9:00～23:00			
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため		運行管理者	3人	毎週2回		法定休日のうち、 4週を通じて2回		9:00～23:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。											
☒ （チェックボックスに要チェック）											

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の3の5（第70条関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限り。)		
										起算日 (年月日)	令和6年4月1日	
				延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
① 下記②以外の者	突発的な繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	7時間		4回	60時間		25%	550時間		25%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間		3回	55時間		25%	450時間		25%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	鉄道やバス等の遅延による突発的な顧客の需要に対処するため	自動車運転者	20人	6時間		12回	80時間		25%	960時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑥、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）。												

協定の成立年月日 令和 6 年 3 月 26 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 〇〇タクシー労働組合
氏名 執行委員長 〇 〇 〇 〇

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☐（チェックボックスに要チェック）

令和 6 年 3 月 30 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 〇 〇 〇 〇

〇〇〇〇 労働基準監督署長殿

※協定書を添付するので押印不要（押印してもよい）。

※過半数組合がない場合、過半数代表者の選出方法の記載（信任投票による、など）と、一番下のチェックボックスにチェックを入れる必要があります。

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

〇〇タクシー株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と 〇〇タクシー労働組合 執行委員長〇〇〇〇 (〇〇タクシー株式会社 労働者代表〇〇〇〇) は、労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間 (1 週 40 時間、1 日 8 時間) を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ 1 日 8 時間、1 週 40 時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働 (以下「時間外労働」という。) 並びに労働基準法に定める休日 (毎週 1 日又は 4 週 4 日) における労働 (以下「休日労働」という。) に関し、次のとおり協定する。

第 1 条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第 2 条 甲は、就業規則第〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1 日	1 箇月	1 年
① 下記②に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	20人	5時間	45時間	360時間
	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	5時間	45時間	360時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	3時間	45時間	360時間
	月末の決算業務	経理事務員	5人	2時間	20時間	200時間
② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者						

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。) に定める 1 箇月についての拘束時間及び 1 日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第 3 条 甲は、就業規則第〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	労働させることができる法定休日の日数並びに始業及び終業の時刻
季節的繁忙および顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	20人	・法定休日のうち、2週を通じて1回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00
季節的繁忙および顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	・法定休日のうち、4週を通じて2回 ・始業時刻 午前9:00 ・終業時刻 午後11:00

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であつて、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	1日	1箇月		1年
				延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数
① 下記②に該当しない労働者	突発的な繁忙及び顧客の需要に応ずるため	運行管理者	3人	7時間	4回	60時間	550時間
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	3回	55時間	450時間
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	鉄道やバス等の遅延による突発的な顧客の需要に対処するため	自動車運転者	20人	6時間	12回	80時間	960時間

2 前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は25%とする。

なお、時間外労働が1箇月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時短対策会議の開催

4 自動車運転者については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告

示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働の時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、各条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条及び第4条の表における1年の起算日は、いずれも令和6年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。

令和 6 年 3 月 26 日

〇〇タクシー労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 印

〔 〇〇タクシー株式会社
労働者代表 〇〇〇〇 印 〕

〇〇タクシー株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印